

栃木市農業公社農地バンクの開設について

近年、農業者の高齢化や担い手不足により、所有者では管理できない農地が増え、遊休農地、耕作放棄地などが増加しています。一方、農地を借りたくても情報がなく困っているという農業者も増えています。

このため、栃木市農業公社では、こうした課題に対応するため「農地バンク」を開設いたします。

農地バンク制度は、農地所有者が耕作、管理できなくなった農地の情報を登録していただき、その情報を経営の拡大を考えている担い手に提供することで、担い手の方への集積を進めることにより、農地の遊休化を阻止し、農地の機能維持や農業の振興を図ります。

◆制度の特徴

農地バンクでは、ホームページなどで登録された農地をお知らせするだけでなく、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律改正により、本年7月に新たに農業委員会から委嘱された78名の農地利用最適化推進員さんと連携し、農地バンクに登録された農地について、地域の担い手の方への斡旋を併せて行います。

◆対 象

市内の市街化調整区域内の農地。ただし、農地の管理が適切に行われていないため山林化等し、農地として使用することが難しい農地は除く。

◆登録の要件（主なもの）

農地所有者

- ① 所有者以外の第三者が利用する権利を有していない農地
- ② 共有及び未相続の農地の場合は、登録することについて2分の1を超える同意を得ている農地
- ③ 抵当権が設定され、または権利の移転等の仮登記がされていない農地

農地利用希望者

- ① 市内に居住している農業者及び新規就農者（定住される方）
- ② 農地法第3条の権利移動の要件を備えている方
（農業の経営面積が50a以上になること）

※ あくまでも、農業経営を行いたいという方が対象です。農業経営以外の目的（家庭菜園や趣味としての野菜づくりなど）の場合は、対象となりません。

◆登録受付開始 平成29年1月4日（水）

◆登録費用 無償

◆登録方法

農業公社の各事務所の窓口書類を提出していただきます。

◆契約・交渉

農業公社と農地集積円滑化事業に係る白紙委任契約を締結された方については、公社が借受希望者と貸借条件等の調整を行います。白紙委任契約を締結しない方については、当事者間で交渉していただきます。

問い合わせ

(一財) 栃木市農業公社

本 所 栃木市役所農業振興課内

電 話 0 2 8 2 - 2 0 - 5 3 0 0

担 当 村上・篠崎

栃木市農業公社農業機械施設バンクの開設について

農業の機械化などにより、新規就農者や小規模農家にとって、農機具や農業施設の整備費などが大きな負担となっております。

このため、栃木市農業公社では、新規就農者や小規模農家の方の財政的負担の軽減を図るため「農業機械施設バンク」を開設いたします。

農業機械施設バンク制度は、使用しなくなった農機具や農業施設（使用可能なもの）の所有者の方に登録していただき、その情報を新規就農者などの農機具や農業施設を必要とされる方に情報を提供する制度です。

◆制度の特徴

新規就農者の方については、小規模面積で高収入を目指し施設園芸を行う方が多いが、施設園芸を行うためのハウスなどの設備費の負担が大きいことから、農業機械だけでなく、ハウスなどの施設も含めたバンク制度としています。

◆対 象

使用しなくなった農機具、農業施設で、譲りたい・貸したいと考えている物。

◆登録の要件

農業機械施設所有者

- ① 農業機械施設等が引き取り可能な栃木市地域内の方
- ② 使用可能な農業機械・施設で譲渡又は貸付けが可能なもの

農業機械施設利用希望者

- ① 栃木市が定住し、新規に農業に従事しようとする方
- ② 栃木市に定住し、年間150日以上農業に従事している方

◆登録受付開始

登録受付開始：平成29年1月4日（水）

利用希望者受付開始：平成29年4月3日（月）

◆登録費用 無償

◆登録方法

農業公社の各事務所の窓口書類を提出していただきます。

◆契約・交渉

交渉・契約は、当事者間で行っていただきます。

問い合わせ

(一財) 栃木市農業公社

本 所 栃木市役所農業振興課内

電 話 0 2 8 2 - 2 0 - 5 3 0 0

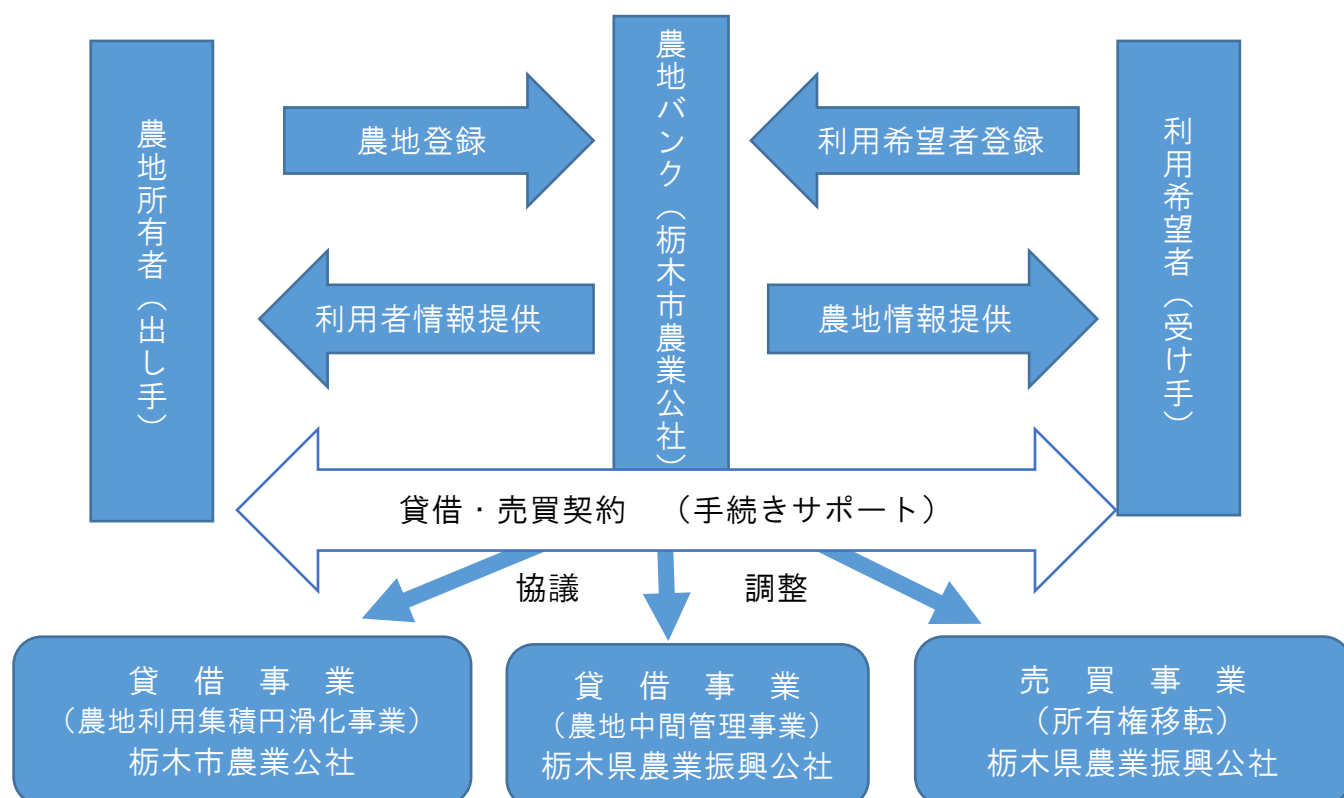
担 当 村上・篠崎

『農地バンク制度』

農地の貸し借り・売買を支援します。

農地所有者が耕作、管理できなくなった農地を登録していただき、借受け・購入希望者へ紹介し貸借等の支援をする制度です。

農地を「貸したい・売りたい」という情報を集めて、農業のために農地を利用したい「借りたい・買いたい」という担い手へその情報を提供することで、担い手への集積を進めることにより、農地の遊休化を防止し、農地の機能維持や農業の振興を図ります。



※ 貸借事業（農地中間管理事業）及び売買事業（所有権移転）は、栃木県農業振興公社と業務委託契約を締結していますので、栃木市農業公社が事業の窓口となります。

1. 登録受付開始：平成29年1月4日（水）

2. 農地貸し付け者（農地所有者）が登録できる農地

- (1) 登録することができる方
栃木市内に、貸付・売払いを希望する農地を保有している方。
- (2) 登録できる農地
市内の市街化調整区域内にある農地。
- (3) 登録できない農地
 - ① 所有者以外の第三者が利用する権利を有する農地。

- ② 共有者がいる場合において、登録することについての同意を得ていない農地。
- ③ 抵当権等が設定され、または権利の設定、移転についての仮登記がなされている農地。
- ④ その他、代表理事が登録することについて不適切と認める農地（山林化など）。

3. 農地借り受け者等（農地使用者）

- （１）農地バンクに登録された土地を借り受け等できる方は、市内に居住または定住される予定の方です。
 - （２）栃木市に居住している農業者及び新規就農者（定住される方）の方が対象です。
 - （３）原則、農地法３条の権利移動の要件（経営面積が５０a以上になることなど）を準用するので、その要件も備えていることも必要とします。
- ※ あくまで、農業経営を行いたいという方が対象です。農業経営以外の目的（家庭菜園や趣味としての野菜作りなど）の場合は、対象となりません。

4. 利用の流れ

- （１）自ら耕作できなくなり、他人に貸したい・売りたいと考える農地について、農地バンクに登録します。
 - ※ 栃木市農業公社職員が登録申請された農地について、登録条件を備えているか現地確認をします。
- （２）登録していただいた情報については、担い手の方等に登録農地の斡旋の協力を得るため、農地利用最適化推進委員（農業委員会）の方に情報の提供をします。
- （３）農地を借りて経営規模を拡大したい農業者や、新たに就農したいと考える方を、一定の要件のもとで、農地バンクに借受希望者として登録します。
- （４）借受希望者からの申込により、農地所有者を、借受希望者に紹介します。
- （５）原則として、農地所有者と、借受希望者との間で、具体的な貸借条件などを調整します。ただし、公社と農地集積円滑化事業に係る白紙委任契約を締結された方については、公社が借受希望者と貸借条件等の調整を行います。
- （６）登録された情報については、農業公社のホームページ等で公開します。

5. 注意事項

■登録農地の管理

登録しても、耕作者が見つかるまでの管理は、農地所有者でお願いします。

■未相続農地

登録するためには、相続者の２分の１超の同意が必要です。

■共有農地

登録するためには、共有者の２分の１超の同意が必要です。

○登録申込み（問い合わせ）

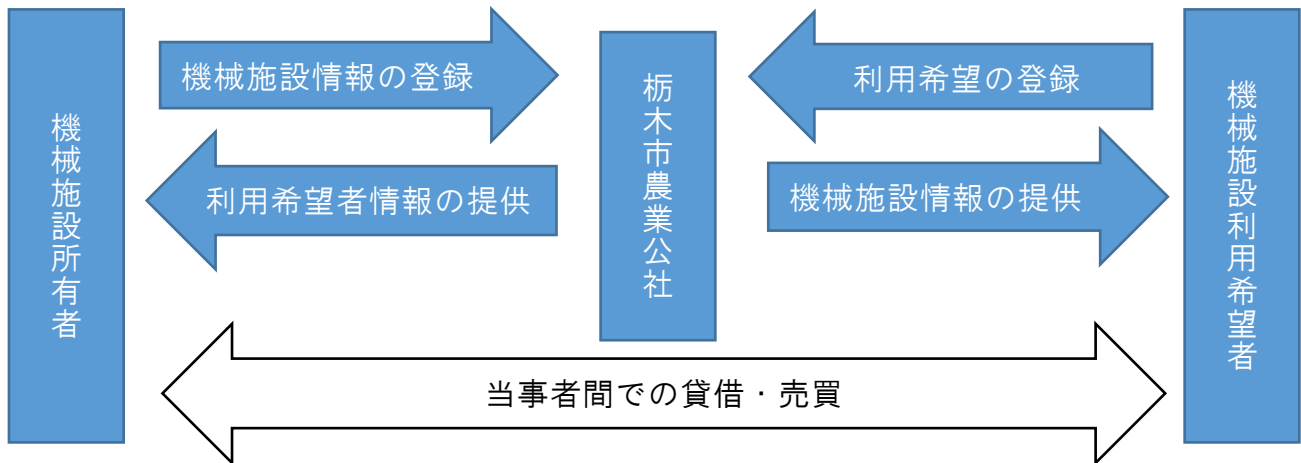
栃木市農業公社

本 所（栃木市役所農業振興課内）	TEL 0282-20-5300
北部事務所（都賀総合支所１階）	TEL 0282-29-1411
南部事務所（藤岡総合支所別館１階）	TEL 0282-62-0917

『農業機械施設バンク制度』

使用可能な使用しなくなった農機具・農業用施設を、「譲りたい・貸したい」という所有者が、農業機械施設バンクに登録し、その情報を、農機具・農業用施設を「譲り受けたい・借りたい」という農業者に提供する制度です。

新規就農者及び農家等の経済的負担の軽減を図り、農業の振興を図ることが目的です。



1. バンク実施時期

機械施設登録：平成29年1月4日（水）から受付開始

利用申し込み：平成29年4月3日（月）から受付予定

2. 登録条件

（1）農業機械施設所有者

- 農業機械施設等が引き取り可能な栃木市地域内の方が対象です。
- 使用可能な農業機械・施設で譲渡又は貸付けが可能なもの。

（2）農業機械施設利用希望者

- 栃木市に定住し、新規に農業に従事しようとする方。
- 栃木市に定住し、年間150日以上農業に従事している方

3. 利用の流れ

- （1）栃木市農業公社職員が登録申請された農機具等について、登録条件を備えているか現地確認をします。
- （2）農業機械施設バンクに登録された農機具等を譲り受け又は借受けることができる方は、栃木市に居住している農業者及び新規就農者（定住される方）の方が対象です。
- （3）登録していただいた情報は、公社ホームページで情報を公開します。
また、利用を希望する方に登録情報を公開します。

4. 注意事項

- 本事業についてご提供いただく農業機械施設に関する内容については、虚偽なく真摯な内容を登録してください。
- 使用することができない機械施設は登録できません。
(公社職員が機械等の確認をさせていただきます)
- 登録後、譲渡が完了した場合など登録内容に変更があった場合は、必ずご連絡をしていただくようお願いします。
- 登録していただいた農業機械等の管理は、所有者の方がしてください。
- 本事業における仲介手数料はいただきません。
- 本事業により中古の農業機械施設の情報提供を行います。譲渡等に関する交渉は、当事者間で行っていただきます。
- 当事者間で行った契約等の後に発生したトラブル等の責任は負いかねますので、予めご承知の上、ご利用ください。
- 本事業は、栃木市内で営農する農業者が、まだ使用可能な農業機械施設を有効活用し、本市の農業振興に資するため及び本人の農業経営の手助けとなるために実施するものです。中古機械施設業者の介入はご遠慮ください。

○登録申し込み（問い合わせ）

栃木市農業公社

本所（栃木市役所農業振興課内）	TEL 0282-20-5300
北部事務所（都賀総合支所1階）	TEL 0282-29-1411
南部事務所（藤岡総合支所別館1階）	TEL 0282-62-0917